

2024年1月

令和6年能登半島地震にかかる災害により
被害を受けられました皆さまへ

全管協少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたびの令和6年能登半島地震にかかる災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

《弊社担当窓口》

お客さま相談窓口:0120-329-431

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

*1月4日の受付時間は、9:00~15:00になります。

■災害救助法適用地域と法適用日

	適用地域	法適用日
新潟県	新潟市 (にいがたし) 長岡市 (ながおかし) 三条市 (さんじょうし) 柏崎市 (かしわざきし) 加茂市 (かもし) 見附市 (みつけし) 燕市 (つばめし) 糸魚川市 (いといがわし) 妙高市 (みょうこうし) 五泉市 (ごせんし) 上越市 (じょうえつし) 佐渡市 (さどし) 南魚沼市 (みなみうおぬまし) 三島郡出雲崎町 (さんとうぐんいずもざきまち)	2024年1月1日 (月)

適用地域		法適用日
富山県	富山市（とやまし） 高岡市（たかおかし） 氷見市（ひみし） 滑川市（なめりかわし） 黒部市（くろべし） 砺波市（となみし） 小矢部市（おやべし） 南砺市（なんとし） 射水市（いみずし） 中新川郡舟橋村（なかにいかわぐんふなはしむら） 中新川郡上市町（なかにいかわぐんかみいちまち） 中新川郡立山町（なかにいかわぐんたてやままち） 下新川郡朝日町（しもにいかわぐんあさひまち）	2024年1月1日（月）
石川県	金沢市（かなざわし） 七尾市（ななおし） 小松市（こまつし） 輪島市（わじまし） 珠洲市（すずし） 加賀市（かがし） 羽咋市（はくいし） かほく市（かほくし） 白山市（はくさんし） 能美市（のみし） 河北郡津幡町（かほくぐんつばたまち） 河北郡内灘町（かほくぐんうちなだまち） 羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち） 羽咋郡宝達志水町（はくいぐんほうだつしみずちょう） 鹿島郡中能登町（かしまぐんなかのとまち） 鳳珠郡穴水町（ほうすぐんあなみずまち） 鳳珠郡能登町（ほうすぐんのとちょう）	2024年1月1日（月）
福井県	福井市（ふくいし） あわらし市（あわらし） 坂井市（さかいし）	2024年1月1日（月）

末筆にて失礼と存じますが、ご自愛くださいますよう心よりお願い申し上げます。

以上